

平成 30 年 3 月

盛岡市議会定例会議案

# 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 1 号	平成30年度盛岡市一般会計予算	1
議案第 2 号	平成30年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算	14
議案第 3 号	平成30年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算	17
議案第 4 号	平成30年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	21
議案第 5 号	平成30年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算	24
議案第 6 号	平成30年度盛岡市介護保険費特別会計予算	29
議案第 7 号	平成30年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算	34
議案第 8 号	平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算	37
議案第 9 号	平成30年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算	40
議案第 10 号	平成30年度盛岡市東中野財産区特別会計予算	43
議案第 11 号	平成30年度盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区特別会計予算	46
議案第 12 号	平成30年度盛岡市水道事業会計予算	別冊
議案第 13 号	平成30年度盛岡市下水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	平成30年度盛岡市病院事業会計予算	別冊
議案第 15 号	盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例について	49
議案第 16 号	盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	52
議案第 17 号	盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について	53
議案第 18 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	54
議案第 19 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	55
議案第 20 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	57
議案第 21 号	盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	58
議案第 22 号	盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について	59
議案第 23 号	盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について	60
議案第 24 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について	61
議案第 25 号	盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例について	62
議案第 26 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	67
議案第 27 号	盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について	68
議案第 28 号	盛岡市牧野条例の一部を改正する条例について	70
議案第 29 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	72

議案第 30 号	盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について……………	73
議案第 31 号	盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について……………	74
議案第 32 号	盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について……………	75
議案第 33 号	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 について……………	76
議案第 34 号	盛岡市芸術文化推進審議会条例について……………	80
議案第 35 号	盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例について……………	82
議案第 36 号	盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	83
議案第 37 号	新庄・浅岸边地総合整備計画について……………	84
議案第 38 号	砂子沢・根田茂辺地総合整備計画について……………	85
議案第 39 号	乙部・大ヶ生辺地総合整備計画について……………	86
議案第 40 号	財産の譲与について……………	88
議案第 41 号	財産の処分について……………	89
議案第 42 号	包括外部監査契約の締結について……………	91
議案第 43 号	岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について……………	92
議案第 44 号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について……………	93

議案第 1 号

平成30年度盛岡市一般会計予算

平成30年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 110,640,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(貸金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市税		千円 42,427,727
	1 市民税	21,003,390
	2 固定資産税	16,789,067
	3 軽自動車税	616,836
	4 市たばこ税	1,886,783
	5 入湯税	53,558
	6 都市計画税	2,078,093
2 地方譲与税		924,400
	1 地方揮発油譲与税	248,131
	2 自動車重量譲与税	676,269
3 利子割交付金		60,379
	1 利子割交付金	60,379
4 配当割交付金		101,621
	1 配当割交付金	101,621
5 株式等譲渡所得割交付金		99,163
	1 株式等譲渡所得割交付金	99,163
6 地方消費税交付金		6,025,588
	1 地方消費税交付金	6,025,588
7 ゴルフ場利用税交付金		25,696

款	項	金額
		千円
	1 ゴルフ場利用税交付金	25,696
8 特別地方消費税交付金		1
	1 特別地方消費税交付金	1
9 自動車取得税交付金		149,968
	1 自動車取得税交付金	149,968
10 地方特例交付金		158,706
	1 地方特例交付金	158,706
11 地方交付税		13,506,412
	1 地方交付税	13,506,412
12 交通安全対策特別交付金		59,684
	1 交通安全対策特別交付金	59,684
13 分担金及び負担金		1,460,627
	1 負担金	1,460,627
14 使用料及び手数料		1,843,593
	1 使用料	1,316,480
	2 手数料	470,786
	3 証紙収入	56,327
15 国庫支出金		19,944,058
	1 国庫負担金	15,161,465

款	項	金額
		千円
	2 国庫補助金	4,721,793
	3 委託金	60,800
16 県支出金		7,433,165
	1 県負担金	4,762,493
	2 県補助金	2,168,958
	3 委託金	501,714
17 財産収入		301,342
	1 財産運用収入	155,046
	2 財産売却収入	146,296
18 寄附金		102,817
	1 寄附金	102,817
19 繰入金		2,662,985
	1 特別会計繰入金	51,652
	2 基金繰入金	2,611,333
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		1,584,026
	1 延滞金, 加算金及び過料	137,706
	2 市預金利子	3,178

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	千円 375,291
	4 受託事業収入	6,354
	5 雑入	1,061,497
22 市債		11,768,041
	1 市債	11,768,041
歳	入	合
		計
		110,640,000



歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 651,809
	1 議会費	651,809
2 総務費		10,710,705
	1 総務管理費	8,842,325
	2 徴税費	1,124,155
	3 戸籍住民基本台帳費	570,411
	4 選挙費	44,120
	5 統計調査費	49,076
	6 監査委員費	80,618
3 民生費		45,496,339
	1 社会福祉費	18,061,951
	2 児童福祉費	19,679,228
4 衛生費	3 生活保護費	7,755,160
		8,322,367
	1 保健衛生費	2,121,089
	2 清掃費	4,098,820
5 労働費	3 保健所費	2,102,458
		299,277
	1 労働諸費	299,277

款	項	金額
6 農林費		千円 2,848,983
	1 農業費	2,570,498
	2 林業費	278,485
7 商工費		1,403,783
	1 商工費	1,403,783
8 土木費		16,162,435
	1 土木管理費	227,086
	2 道路橋りょう費	4,819,324
	3 河川費	758,607
	4 都市計画費	8,543,890
	5 住宅費	1,813,528
9 消防費		4,215,299
	1 消防費	4,215,299
10 教育費		7,934,327
	1 教育総務費	855,499
	2 小学校費	2,257,071
	3 中学校費	924,405
	4 高等学校費	690,929
	5 幼稚園費	326,563

款	項	金額
		千円
	6 社会教育費	2,541,143
	7 保健体育費	338,717
11 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		12,544,675
	1 公債費	12,544,675
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出	合 計	110,640,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成33年度評価替えに係る固定資産土地評価に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成32年度	129,665
収納消込・滞納管理支援システムの開発に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成31年度	33,348
愛宕山老人福祉センター複合化・大規模改修工事に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成31年度	94,168
サンライフ盛岡大規模改修工事に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成31年度	346,902
農業近代化資金の融資に伴う利子補給についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成50年度	年 0.5%
商工振興資金の融資に伴う保証料補給についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成39年度	岩手県信用保証協会の定める保証料の額
中央公民館複合化・大規模改修工事に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成31年度	1,730,398
仁王地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成34年度	4,605万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立巻堀児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成34年度	7,616万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立日戸児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成34年度	6,079万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立好摩児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成34年度	9,112万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市立生田児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成34年度	5,329万円に物価変動等による増減額を加算した額

事 項	期 間	限 度 額
盛岡市立渋民児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成34年度	9,894万円に物価変動等による増減額を加算した額
盛岡市新事業創出支援センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成34年度	3,875万円に物価変動等による増減額を加算した額
好摩地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成36年度	500万円に物価変動等による増減額を加算した額
日戸地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成36年度	229万円に物価変動等による増減額を加算した額
川又地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成36年度	133万円に物価変動等による増減額を加算した額
生出3地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成36年度	334万円に物価変動等による増減額を加算した額
渋民地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成36年度	231万円に物価変動等による増減額を加算した額
山田地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成36年度	194万円に物価変動等による増減額を加算した額
馬場状小屋地区コミュニティセンターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成36年度	135万円に物価変動等による増減額を加算した額

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	4,643,441	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成30年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内  (ただし, 利率見直し方 法で借入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
青山支所大規模 改修事業債	22,200			
巻堀出張所大規模 改修事業債	400			
飯岡出張所複合化・ 大規模改修事業債	400			
青山地区活動センター 大規模改修事業債	322,100			
仙北地区活動センター 複合化・大規模改修事業債	348,600			
芋田地区コミュニティセ ンター大規模改修事業債	52,600			
武道館大規模改修事業債	422,400			
総合プール改修事業債	7,800			
仙北プール大規模 改修事業債	30,400			
盛岡南公園球技場 整備事業債	7,700			
社会福祉施設整備事業債	70,000			
青山老人福祉センター 大規模改修事業債	179,000			
山岸老人福祉センター 大規模改修事業債	31,300			
愛宕山老人福祉センター 複合化・大規模改修事業債	42,400			
都南老人福祉センター複 合化・大規模改修事業債	1,800			
山岸児童センター 大規模改修事業債	59,300			
上飯岡児童センター複 合化・大規模改修事業債	3,000			
うえだ保育園園舎 解体事業債	3,000			
上水道安全対策 事業出資債	66,000			
旧清掃工場施設 解体事業債	10,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃運搬施設整備事業債	6,600			
飯岡地区保健センター複合化・大規模改修事業債	400			
サンライフ盛岡大規模改修事業債	19,700			
都南勤労福祉会館大規模改修事業債	10,500			
中央通勤労青少年ホーム複合化事業債	17,600			
中央通勤労青少年ホーム解体事業債	4,300			
農村整備事業債	47,500			
姫神地区振興センター大規模改修事業債	4,800			
岩洞生活改善センター大規模改修事業債	4,400			
農民研修センター大規模改修事業債	49,600			
就業改善センター大規模改修事業債	7,200			
飯岡農業構造改善センター複合化・大規模改修事業債	6,800			
公有林整備事業債	34,300			
地方道路等整備事業債	2,151,500			
道路整備事業債	213,400			
道路長寿命化改修事業債	70,800			
高齢者・障がい者にやさしいみちづくり事業債	15,600			
急傾斜地崩壊対策事業債	1,800			
河川整備事業債	297,000			
公園整備事業債	391,600			
公営住宅建設事業債	606,000			
公営住宅解体事業債	102,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自転車関連整備事業債	5,800			
消防施設整備事業債	84,800			
防災行政無線(同報系)整備事業債	3,100			
Jアラート受信機整備事業債	3,900			
土淵小・中一貫教育導入施設整備事業債	91,800			
仁王小学校校舎長寿命化改修事業債	98,900			
大新小学校校舎長寿命化改修事業債	77,600			
見前小学校校舎長寿命化改修事業債	4,800			
見前小学校プール改修事業債	6,000			
中野小学校プール改修事業債	4,000			
学校施設防災対策事業債	7,300			
城西中学校校舎長寿命化改修事業債	39,400			
厨川中学校屋内運動場長寿命化改修事業債	22,000			
仙北中学校第二屋内運動場等整備事業債	25,000			
中央公民館複合化・大規模改修事業債	738,300			
藪川地区公民館移転整備事業債	56,500			
好摩地区公民館大規模改修事業債	600			
飯岡地区公民館複合化・大規模改修事業債	2,800			
(仮称)盛岡学校給食センター建設事業債	107,400			
計	11,768,041			



議案第 2 号

平成30年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成30年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,843千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 6,367
	1 使用料	6,366
	2 手数料	1
2 繰入金		2,473
	1 一般会計繰入金	2,473
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 延滞金	1
	2 雑入	1
歳 入 合 計		8,843

歳 出

款	項	金 額
1 公設浄化槽管理費		千円 6,370
	1 公設浄化槽管理費	6,370
2 公債費		2,473
	1 公債費	2,473
歳 出 合 計		8,843

議案第 3 号

平成30年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成30年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 529,030千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 73,333
	1 使用料	73,178
	2 手数料	155
2 国庫支出金		12,000
	1 国庫補助金	12,000
3 繰入金		443,695
	1 一般会計繰入金	443,695
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 延滞金	1
歳入	合計	529,030

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 8
	1 農業集落排水整備費	8
2 農業集落排水施設管理費		111,995
	1 農業集落排水施設管理費	111,995
3 公債費		417,027
	1 公債費	417,027
歳 出 合 計		529,030

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
排水設備普及資金借受者に対する利子補給についての債務負担 (平成30年度分)	自 平成30年度 至 平成35年度	排水設備普及資金融資額に対する年利10%以内の利子補給額

議案第 4 号

平成30年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成30年度盛岡市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 203,725千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 10,226
	1 一般会計繰入金	10,226
2 繰越金		136,220
	1 繰越金	136,220
3 諸収入		57,279
	1 貸付金元利収入	55,532
	2 雑入	1,747
歳入合計		203,725

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 203,725
	1 貸付費	191,556
	2 貸付事務費	12,169
歳 出 合 計		203,725

議案第 5 号

平成30年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成30年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,511,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		千円 5,169,499
	1 国民健康保険税	5,169,499
2 使用料及び手数料		4,502
	1 手数料	4,500
	2 証紙収入	2
3 国庫支出金		1,215
	1 国庫負担金	1
	2 国庫補助金	1,214
4 療養給付費交付金		1
	1 療養給付費交付金	1
5 県支出金		18,103,743
	1 県負担金	17,541,392
	2 県補助金	562,350
	3 財政安定化基金交付金	1
6 財産収入		84
	1 財産運用収入	84
7 繰入金		2,105,061
	1 一般会計繰入金	1,888,461
	2 基金繰入金	216,600

款	項	金額
8 繰越金		千円 2
	1 繰越金	2
9 諸収入		127,280
	1 延滞金, 加算金及び過料	114,680
	2 雑入	12,600
歳 入 合 計		25,511,387

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 439,872
	1 総務管理費	261,970
	2 徴税费	177,295
	3 運営協議会費	607
2 保険給付費		17,742,999
	1 療養諸費	15,355,519
	2 高額療養費	2,287,046
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	86,982
	5 葬祭諸費	10,950
	6 医療費助成費	2,500
3 国民健康保険事業費納付金		7,038,778
	1 医療給付費納付金	5,049,741
	2 後期高齢者支援金等納付金	1,500,863
4 共同事業拠出金		20
	1 共同事業拠出金	20
5 保健事業費		246,975
	1 保健事業費	246,975

款	項	金額
6 基金積立金		千円 82
	1 基金積立金	82
7 諸支出金		31,661
	1 償還金及び還付加算金	31,661
8 予備費		11,000
	1 予備費	11,000
歳 出 合 計		25,511,387

議案第 6 号

平成30年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成30年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,356,174千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 5,680,110
	1 介護保険料	5,680,110
2 使用料及び手数料		621
	1 手数料	620
	2 証紙収入	1
3 国庫支出金		5,929,361
	1 国庫負担金	4,368,931
	2 国庫補助金	1,560,430
4 支払基金交付金		6,601,206
	1 支払基金交付金	6,601,206
5 県支出金		3,533,148
	1 県負担金	3,378,088
	2 県補助金	155,060
6 財産収入		30
	1 財産運用収入	30
7 繰入金		3,611,152
	1 一般会計繰入金	3,611,152
8 繰越金		5
	1 繰越金	5

款	項	金額
9 諸収入		千円 541
	1 延滞金, 加算金及び過料	100
	2 雑入	441
歳 入 合 計		25,356,174

# 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 433,107
	1 総務管理費	236,756
	2 徴収費	36,353
	3 介護認定審査会費	158,238
	4 趣旨普及費	1,760
2 保険給付費		23,836,979
	1 介護サービス等諸費	21,974,973
	2 介護予防サービス等諸費	441,264
	3 その他諸費	30,134
	4 高額介護サービス等費	574,624
	5 高額医療合算介護サービス等費	63,873
	6 特定入所者介護サービス等費	752,111
3 地域支援事業費		998,007
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	591,959
	2 一般介護予防事業費	15,624
	3 包括的支援事業・任意事業費	386,079
	4 その他諸費	3,285
	5 高額介護予防サービス費	780
	6 高額医療合算介護予防サービス費	280

款	項	金額
4 基金積立金		千円 82,397
	1 基金積立金	82,397
5 諸支出金		4,684
	1 償還金及び還付加算金	4,684
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		25,356,174

議案第 7 号

平成30年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成30年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,066,980千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,500,245
	1 後期高齢者医療保険料	2,500,245
2 使用料及び手数料		569
	1 手数料	569
3 繰入金		557,484
	1 一般会計繰入金	557,484
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,681
	1 延滞金、加算金及び過料	873
	2 償還金及び還付加算金	6,200
	3 雑入	1,608
歳 入 合 計		3,066,980

# 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 39,000
	1 総務管理費	2,940
	2 徴収費	36,060
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,020,780
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,020,780
3 諸支出金		6,200
	1 償還金及び還付加算金	6,200
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,066,980

議案第 8 号

平成30年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成30年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,308,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明



第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 638,257
	1 使用料	638,256
	2 手数料	1
2 繰入金		460,681
	1 一般会計繰入金	460,681
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		209,984
	1 雑入	209,984
歳入合計		1,308,923

歳 出

款	項	金 額
1 市場総務費		千円 567,551
	1 市場管理費	567,551
2 公債費		740,872
	1 公債費	740,872
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,308,923

議案第 9 号

平成30年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成30年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,022千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 13,021
	1 財産運用収入	13,021
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		13,022

歳 出

款	項	金 額
1 管理事務費		千円 13,022
	1 管理事務費	13,022
歳 出 合 計		13,022

議案第 10 号

平成30年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成30年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 2,676
	1 財産運用収入	2,675
	2 財産売却収入	1
2 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,677

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 2,677
	1 財産管理費	2,677
歳 出 合 計		2,677



議案第 11 号

平成30年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

平成30年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 8
	1 財産運用収入	7
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		695
	1 一般会計繰入金	695
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		704

歳 出

款	項	金 額
1 財産費		千円 704
	1 財産管理費	704
歳 出 合 計		704

議案第 15 号

盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例について  
 盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部を改正する条例

(盛岡市役所支所及び出張所設置条例及び盛岡市老人福祉センター条例の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「盛岡市青山三丁目37番7号」を「盛岡市青山三丁目37番47号」に改める。

(1) 盛岡市役所支所及び出張所設置条例(昭和33年条例第22号)第2条第1項の表

(2) 盛岡市老人福祉センター条例(昭和53年条例第17号)第2条の表

第2条 次に掲げる条例の規定中「盛岡市青山三丁目37番47号」を「盛岡市青山三丁目37番7号」に改める。

(1) 盛岡市役所支所及び出張所設置条例第2条第1項の表

(2) 盛岡市老人福祉センター条例第2条の表

(盛岡市地区活動センター条例の一部改正)

第3条 盛岡市地区活動センター条例(昭和54年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市青山三丁目37番7号」を「盛岡市青山三丁目37番47号」に改める。

別表中

体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
ギャラリー	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円

を

体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
-----	------	--------	--------	--------	--------	--------

に,

第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

を

第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
-------	------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

第4条 盛岡市地区活動センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「盛岡市青山三丁目37番47号」を「盛岡市青山三丁目37番7号」に改める。

別表中	青山地区活	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
	動センター	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円
		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円

3,000円
3,000円
3,000円

を

青山地区活 動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300
	料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500
	ギャラリー	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300
	ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300
	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300
	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300
	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300
	第6集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300
	第7集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300

円	3,000円
円	4,500円
円	3,000円
円	9,000円
円	3,000円
円	3,000円
円	3,000円
円	3,000円
円	3,000円
円	3,000円
円	3,000円

に改め、同表備考3中「暖房」の次に「(青山地区活動センター(体育館を除く。

以下同じ。)にあつては、冷暖房)」を、「暖房料」の次に「(青山地区活動センターにあつては、冷房料又は暖房料)」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び第3条の規定は、平成30年6月18日から施行する。

**提案理由**

盛岡市役所青山支所，青山地区活動センター及び青山老人福祉センターの移転及び改修に伴い，これらの位置を改めるとともに，青山地区活動センターの施設の区分及び使用料の額を改めようとするものである。

議案第 16 号

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「又は小学生」を「、小学生又は中学生」に改め、同表中備考8を備考9とし、備考7の次に次のように加える。

8 「中学生」とは、12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づき個人番号を利用することができる事務に、中学生に対する医療費の給付に関する事務を加えようとするものである。

議案第 17 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,444人」を「1,436人」に、「226人」を「227人」に、「15人」を「14人」に、「76人」を「77人」に、「53人」を「48人」に、「2,274人」を「2,262人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。



議案第 18 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員の退職手当に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 盛岡市職員の退職手当に関する条例及び盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

国及び県の例に準じ、職員の退職手当の額を改定しようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

盛岡市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市税条例の一部を改正する条例

盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 138条第 1 項中「国民健康保険事業の経費」を「国民健康保険費特別会計において負担する次に掲げる費用」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含む。以下同じ。）
- (2) 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金の納付に要する費用
- (3) その他国民健康保険事業に要する費用

第 139条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第 9 条第 2 号に規定する第 2 号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第 139条第 2 項中「前項」を「前項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「第 1 項第 2 号」

に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第142条第1項第3号ア中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴い、国民健康保険税を課する目的を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中65の2の6の項を65の2の8の項とし、65の2の3の項から65の2の5の項までを2項ずつ繰り下げ、65の2の2の項の次に次のように加える。

65の2の3 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	6万3,000円
65の2の4 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	3万3,000円

別表65の10の項中「7万5,000円」を「6万7,000円」に改める。

別表中66の項を削り、67の項を66の項とし、68の項から75の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表中65の2の6の項を65の2の8の項とし、65の2の3の項から65の2の5の項までを2項ずつ繰り下げ、65の2の2の項の次に2項を加える改正規定及び同表65の10の項の改正規定  
平成30年4月1日
- (2) 別表中66の項を削り、67の項を66の項とし、68の項から75の項までを1項ずつ繰り上げる改正規定  
平成31年1月1日

提案理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い介護医療院の開設及び変更の許可に係る手数料の額を定め、破産業事業範囲変更許可申請手数料の額を改定するとともに、もりおか市民カード交付手数料を廃止しようとするものである。

議案第 21 号

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例について  
盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例  
盛岡市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「66億円」を「65億7,547万5,810円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岩手県競馬組合に対する貸付金の一部が償還されたことに伴い、岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額を改定しようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について  
盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

盛岡市国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和63年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護納付金の納付」を「，国民健康保険事業費納付金の納付及び保健事業」に改める。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

提案理由

国民健康保険制度の見直しに伴い，国民健康保険事業財政調整基金を設置する目的を改めようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について  
盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例

盛岡市福祉医療資金貸付基金条例（平成8年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4号及び第6号」を「第5号及び第7号」に改め、同条第2号中「第4号から第6号まで」を「第5号及び第7号」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号中「第3号から第5号」を「第4号から第6号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第3号及び第4号」を「第4号及び第5号」に、「（第4号）」を「（同号）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「第3号、前号」を「から前号まで」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 中学生 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（第5号及び第7号に該当する者を除く。）をいう。

第4条中「小学生」の次に「、中学生」を加え、「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

福祉医療資金の貸付対象に中学生の保護者を加えようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について  
盛岡市都市公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例  
盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の5の次に次の1条を加える。

（運動施設の設置基準）

第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の設置基準を定めようとするものである。



議案第 25 号

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例について

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 旧盛岡競馬場の跡地を活用して休息、運動、催し等の多様な目的に利用することができる場を提供することにより、市民の健康の増進及び交流の促進を図る施設として、旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市高松多目的広場	盛岡市上田字黒石野平90番地1

(使用時間)

第3条 第6条第1項の許可を受けた場合における旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場（以下「広場」という。）の使用時間は、午前8時から午後7時までとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する広場にあつては、指定管理者。以下第6条まで、第8条第1項及び第11条から第13条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 広場は、休場しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、広場を臨時に休場することができる。

(禁止行為)

第5条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、樹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。

(7) 市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。

(広場の使用)

第6条 広場のクレー広場、人工芝広場又は交流広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広場の管理上適当でないとき。

3 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の制限)

第7条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(3) 火気を使用すること。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、広場の管理上必要があると認めるとき又は第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により第6条第1項の許可を受けたとき。

(3) 第6条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第6条第3項の条件に違反したとき。

2 市長は、広場の管理上必要があると認めるとき又は前条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第2項において準用する第6条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。

(1) 前項第1号に該当するとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項において準用する第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第2項において準用する第6条第3項の条件に違反したとき。

(使用料)

第9条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。

2 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第10条 指定管理者が管理する広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 使用者は、第6条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する広場にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により広場を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条 広場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手續)

第15条 広場の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第16条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第17条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第18条 指定管理者の行う広場の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報等を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第19条 広場の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、使用時間を変更すること。

(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に休場すること。

(3) 第6条第1項の許可を行うこと。

(4) 第6条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第6条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(6) 第8条第1項の規定に基づき、第6条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは広場からの退去を命ずること。

(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項  
(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条（指定管理者に係る部分に限る。）、第6条（人工芝広場及び交流広場に係る部分に限る。）、第10条、第11条（指定管理者に係る部分に限る。）、第14条から第20条まで並びに別表第1号（人工芝広場に係る部分に限る。）及び第2号並びに次項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際第6条第1項の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又は前項ただし書に規定する日前に当該許可を受けるために市長に対してなされた申請で同日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第15条及び第16条に規定する指定の手續等は、附則第1項ただし書に規定する日前においても行うことができる。

別表（第9条関係）

(1) クレー広場及び人工芝広場の使用料

区分		一般	高等学校生徒 以下の者
クレー広場	全面使用（1時間までごとに）	500円	250円
	半面使用（1時間までごとに）	250円	130円
人工芝広場	全面使用（1時間までごとに）	4,000円	2,000円
	半面使用（1時間までごとに）	2,000円	1,000円

(2) 交流広場の使用料 1時間までごとに 200円

提案理由

旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場を設置しようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

盛岡市印鑑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例

盛岡市印鑑条例（昭和45年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「個人番号カード」の次に「（以下「個人番号カード」という。）」を加える。

第5条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第3項中「第7号」を「第6号」に改める。

第11条中「、生年月日又は性別」を「又は生年月日」に改める。

第13条第2項中「印鑑登録証」を「個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」に改め、同条第3項中「、第2号」を削り、「第7号」を「第6号」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とする改正規定、同条第3項及び第11条の改正規定並びに第13条第3項の改正規定（「第7号」を「第6号」に改める部分に限る。） 平成30年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成30年7月1日

2 平成30年12月31日までの間、改正後の盛岡市印鑑条例第13条第2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自ら印鑑登録証を使用して、市の電子計算機に接続された端末装置に必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。

提案理由

端末装置を使用した印鑑の登録の証明の申請方法及び印鑑の登録の証明に記載する事項を改めるほか、印鑑登録票の登載事項を改めようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例について  
盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市総合交流ターミナル条例の一部を改正する条例

盛岡市総合交流ターミナル条例（平成17年条例第83号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（開館時間）

第3条 総合交流ターミナルの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、クア・ハウスにあっては、午前10時から午後10時まで（家族風呂にあっては、午前10時30分から午後7時まで）とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合交流ターミナルの宿泊施設に係る第5条第1項の許可を受けた者が当該宿泊施設を使用できる時間は、次の各号に掲げる宿泊施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 洋室A又は洋室B 午後3時から第5条第1項の許可を受けた期間の満了の日（以下「使用許可期間満了日」という。）の午前10時まで
- (2) 和室 午後3時から使用許可期間満了日の午前10時まで（宿泊を伴わない使用（以下「一般使用」という。）の場合にあっては、午前10時から午後3時まで）
- (3) 研修宿泊室 午後3時から使用許可期間満了日の午前10時まで（一般使用の場合にあっては、午前10時から午後9時まで）

3 前2項の規定にかかわらず、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する総合交流ターミナルにあっては、指定管理者。以下第7条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、開館時間（前項の使用できる時間を含む。以下同じ。）を変更することができる。

第18条第1項第1号中「第3条ただし書」を「第3条第3項」に改める。

別表第1号の表中「普通洋室」を「洋室A」に、「特別洋室」を「洋室B」に、「23,250円」を「9,390円」に、「17,475円」を「8,235円」に、「15,165円」を「7,657円」に、「11,700円」

を「7,080円」に、

5人	9,390円
----	--------

を

又は6人	5,925円
------	--------

に改め、同表に次のように加える。

研修宿泊室	1人	9,390円
	2人	8,235円
	3人	7,657円
	4人	7,080円
	5人から18人まで	5,925円

別表第1号の表備考に次のように加える。

- 5 この表の規定にかかわらず、和室の一般使用の場合の使用料の額は1室1時間までごとに1,050円とし、研修宿泊室の一般使用の場合の使用料の額は1室1時間までごとに1,575円とする。

別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、同表第4号の表備考2中「宿泊者（）」を削り、「に係る第5条第1項の許可を受けた者をいう」を「の使用者（一般使用をする者を除く）」に改め、同号を別表第3号とし、同表中第5号を第4号とする。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 提案理由

盛岡市総合交流ターミナルの改修に伴い、施設の区分及び使用料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。



議案第 28 号

盛岡市牧野条例の一部を改正する条例について

盛岡市牧野条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市牧野条例の一部を改正する条例

盛岡市牧野条例（平成7年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第8条の2 指定管理者が管理する盛岡市高木牧場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条第1項及び第4項の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額とする。

3 使用者は、盛岡市高木牧場の利用後に利用料金を支払わなければならない。

第9条中「市長」の次に「（指定管理者が管理する盛岡市高木牧場にあつては、指定管理者）」を、「使用料」の次に「（指定管理者が管理する盛岡市高木牧場にあつては、利用料金）」を加える。

第18条本文中「事項」の次に「（盛岡市区界牧野，盛岡市山谷川目牧野，盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市大沼牧場を管理する指定管理者にあつては、第3号の事項を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）利用料金の収入実績

第24条中「第11条」を「第19条」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市牧野条例（以下「新条例」という。）第8条の2第1項及び第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

2 平成18年4月1日からこの条例の施行の前日までの間に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が収受した盛岡市高木牧場の使用料に相当する金銭は、新条例第8条の2第1項の規定により指定管理者の収入として収受された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなし、その額は、同条第2項の規定により定められたものとみなす。

提案理由

高木牧場の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため、必要な規定の整備をしよ

うとするものである。

議案第 29 号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について  
盛岡市市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例  
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。  
別表市営青山一丁目アパート4号館の項の次に次のように加える。

市営青山二丁目アパート1号館	盛岡市青山二丁目	平30	32（うち身体障害者用住宅1）	中層耐火4階建
----------------	----------	-----	-----------------	---------

附 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

提案理由

市営住宅建替事業の施行に伴い、市営青山二丁目アパート1号館を設置しようとするものである。

議案第 30 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について  
盛岡市保育所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例  
盛岡市保育所条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表うえだ保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

うえだ保育園を廃止しようとするものである。

## 議案第 31 号

盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例について  
盛岡市介護保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

### 盛岡市介護保険条例の一部を改正する条例

盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第6号ア中「いう」を「いい」、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同項第7号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同項第8号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第10号イ」に改め、同項第9号イ中「第39条第1項第1号イ」の次に「又は次号イ」を加え、同項第10号中「14万4,500円」を「15万5,600円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 14万4,500円

ア 各年度分の保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

第3条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第31条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第6条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

### 提案理由

平成30年度から平成32年度までの介護保険料の保険料率を定めるとともに、罰則の適用範囲を改めようとするものである。

議案第 32 号

盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び広域連合条例第4条の葬祭の給付」を削る。

第3条第2号中「の規定」を「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定」に、「病院等（同項）を「病院等（法第55条第1項」に改め、同条第3号及び第4号中「の規定」を「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者に、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により市の区域内に住所を有するものとみなされる特例を受けていた被保険者を加えるほか、市において行う事務を改めようとするものである。

議案第 33 号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条の7」を「第6条の13」に改める。

第6条の3の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市が設置する一般廃棄物処理施設に係る縦覧等）」を付し、同条中「において」を「（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において」に、「同条第1項」を「法第9条の3第1項」に、「調査（以下）」を「調査（次条から第6条の7までにおいて）」に改め、「（以下「生活環境影響調査報告書」という。）」を削り、「縦覧（以下）」を「縦覧（次条から第6条の7までにおいて）」に、「意見書（以下）」を「意見書（次条から第6条の7までにおいて）」に、「市が設置しようとする」を「法第9条の3第1項又は第8項の規定による届出に係る」に、「法第9条の3第8項の変更をしようとする法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設を含む。以下）」を「次条から第6条の6までにおいて」に改める。

第6条の4の見出しを削り、同条第5号中「対象施設の設置（法第9条の3第8項の変更を含む。）」を「法第9条の3第1項の規定による届出に係る設置又は同条第8項の規定による届出に係る変更」に、「（以下「利害関係人」という。）は、」を「は」に改める。

第6条の5の見出しを削り、同条第1項中「生活環境影響調査報告書」を「生活環境影響調査の結果を記載した書類」に改め、同条第2項中「し、縦覧の場所は、市長が定める」を「する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該縦覧に係る対象施設が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設（以下「同意施設」という。）である場合であって、非常災害により生じた廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めたときは、当該期間を短縮することができる。

第6条の5に次の1項を加える。

3 縦覧の場所は、市長が定める。

第6条の6の見出しを削り、同条第1項を次のように改める。

意見書の提出期限は、前条第2項本文に規定する期間（同項ただし書の規定による期間の短縮があった場合は、短縮後の期間）の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。た

だし、当該意見書に係る対象施設が同意施設である場合であって、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めたときは、当該提出期限を繰り上げることができる。

第6条の6第2項中「前項の」を削る。

第6条の7の見出しを削り、第1章中同条の次に次の見出し及び6条を加える。

(非常災害廃棄物処分受託者が設置する一般廃棄物処理施設に係る縦覧等)

第6条の8 法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査(次条から第6条の13までにおいて「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類の公衆への縦覧(次条から第6条の13までにおいて「縦覧」という。)の対象となる施設は、同項又は法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定する焼却施設をいう。次条から第6条の11までにおいて「対象施設」という。)とする。

第6条の9 市から非常災害廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「非常災害廃棄物処分受託者」という。)が縦覧を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 対象施設の名称
- (2) 対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (3) 実施した生活環境影響調査の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第6条の10 市長は、前条の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 非常災害廃棄物処分受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 縦覧の期間及び場所
- (3) 対象施設の名称
- (4) 対象施設に係る法第8条第2項第2号から第5号までに掲げる事項
- (5) 実施した生活環境影響調査の項目
- (6) 法第9条の3の3第1項の規定による届出に係る設置又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による届出に係る変更に関し利害関係を有する者は意見書(法第9条の3の3第2項の意見書をいう。以下この条から第6条の13までにおいて同じ。)を提出することができる旨
- (7) 意見書の提出期限及び提出先



第6条の11 非常災害廃棄物処分受託者は、縦覧を行うに当たっては、生活環境影響調査の結果を記載した書類のほか、対象施設に係る法第8条第2項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

2 縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 縦覧の場所は、市長が非常災害廃棄物処分受託者と協議の上、定める。

第6条の12 意見書の提出期限は、前条第2項本文に規定する期間（同項ただし書の規定による期間の短縮があった場合は、短縮後の期間）の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日とする。ただし、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため市長が特に必要があると認めるときは、当該提出期限を繰り上げることができる。

2 意見書の提出先は、市長が非常災害廃棄物処分受託者と協議の上、定める。

第6条の13 市長は、他の市町村の区域が生活環境影響調査の対象区域となるときは、当該他の市町村の住民に係る縦覧及び意見書の提出の手続について、当該他の市町村の長に協議するものとする。

第21条の8第1項中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に改める。

第29条の6第4項第3号中「（昭和46年政令第300号）」を削る。

別表中21の項を23の項とし、8の項から20の項までを2項ずつ繰り下げ、7の項の次に次のように加える。

8 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	14万7,000円
9 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項変更認定申請手数料	13万4,000円

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中21の項を23の項とし、8の項から20の項までを2項ずつ繰り下げ、7の項の次に2項を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

#### 提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）の改正に伴い非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等について必要な事項を定めるとともに、2以上の事業者が産業廃棄物を一体的に処理する場合の特例の認定等に係る手数料の額を定めようとするものである。

議案第 34 号

盛岡市芸術文化推進審議会条例について

盛岡市芸術文化推進審議会条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市芸術文化推進審議会条例

(設置)

第 1 条 文化芸術基本法（平成13年法律第 148号）第37条の規定に基づき、市長の附属機関として盛岡市芸術文化推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 文化芸術基本法第 2 条第 8 項に規定する文化芸術団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

提案理由

文化芸術基本法（平成13年法律第 148号）第37条の規定に基づき、盛岡市芸術文化推進審議会を設置しようとするものである。

議案第 35 号

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のよう  
に改正する。

第3条第3項の表中「6,336ヘクタール」を「6,278ヘクタール」に、「25万9,000人」を「26  
万1,700人」に、「11万9,395立方メートル」を「12万501立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

盛岡市下水道事業の予定処理区域等を改めようとするものである。

議案第 36 号

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
盛岡市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）の一部を次のように改正する。  
第3条第3項中「整形外科」の次に「，脳神経外科」を加える。

附 則

この条例は，平成30年 4月 1日から施行する。

提案理由

市立病院の診療科目に脳神経外科を加えようとするものである。

議案第 37 号

新庄・浅岸边地総合整備計画について

新庄・浅岸边地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

新庄・浅岸边地総合整備計画

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 新庄字銭掛, 小貝沢, 中津川, 浅岸字網取, 貝田, 木々塚, 下大葛, 上大葛, 元信, 赤重, 鍋倉, 大志田, 大志田川, 大志田頭

(2) 辺地の中心の位置 盛岡市浅岸字網取34番地31

(3) 辺地地点数 145 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は市の東部に位置し, 山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており, 次の事情により, 公共的施設の整備を必要とする。

火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう, 老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	盛岡市		13,488	—	13,488	13,000
合	計		13,488	—	13,488	13,000

提案理由

新庄・浅岸边地総合整備計画を定めることについて, 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定に基づき, 議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画について

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 砂子沢第1地割～第13地割, 根田茂第1地割～第8地割
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市根田茂第6地割23番地1
- (3) 辺地度点数 261点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は市の南東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

火災発生時に迅速な消火活動が可能となるよう、老朽化が著しい消防車両を更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	盛岡市		13,488	—	13,488	13,000
合	計		13,488	—	13,488	13,000

提案理由

砂子沢・根田茂辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



議案第 39 号

乙部・大ケ生辺地総合整備計画について

乙部・大ケ生辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

乙部・大ケ生辺地総合整備計画

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 乙部19地割～21地割, 大ケ生 1 地割～32地割
- (2) 辺地の中心の位置 盛岡市乙部19地割54番地 4
- (3) 辺地度点数 105 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は市の南東部に位置し、山あいには散在する農林業を基幹とする集落で構成されており、次の事情により、公共的施設の整備を必要とする。

- (1) 地域における災害救急対策活動の中核機能を維持するため、老朽化が著しい消防屯所の建替及び老朽化が著しい消防車両の更新を行う必要がある。
- (2) 地域内の一部の生活用道路について、幅員が狭く、安全な交通に支障をきたしていることから、安全確保のための施設を整備する必要がある。
- (3) 指定校が遠距離の小中学生の通学手段を確保し、均等な教育機会を保障するため、老朽化が著しいスクールバスを更新する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
消防施設	盛岡市	75,770	—	75,770	72,400
市町村道・橋りょう	盛岡市	15,100	—	15,100	15,100
通学施設	盛岡市	19,349	—	19,349	19,200

合	計	110,219	—	110,219	106,700
---	---	---------	---	---------	---------

提案理由

乙部・大ヶ生辺地総合整備計画を定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 40 号

財産の譲与について

次のとおり建物を譲与するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 建物の所在・種別・数量

盛岡市永井10地割 172番地

木造平屋建 1棟 601.40㎡

2 評 価 額 34,379,000円

3 譲与の相手方 盛岡市若園町2番2号

社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団 理事長 瀧 野 常 實

4 譲与の条件 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定による認可保育所を運営すること。

(2) 第三者に対し、貸し付け、又は譲渡しないこと。

提案理由

永井保育園の建物を社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団に譲与することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 41 号

財産の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

平成30年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 処分する土地

土地の所在地	種別	数量	処分予定価格
盛岡市渋民字岩鼻20番14, 20番31, 20番32	雑種地	20,371.86㎡	186,450,000円

2 処分の方法 売払い

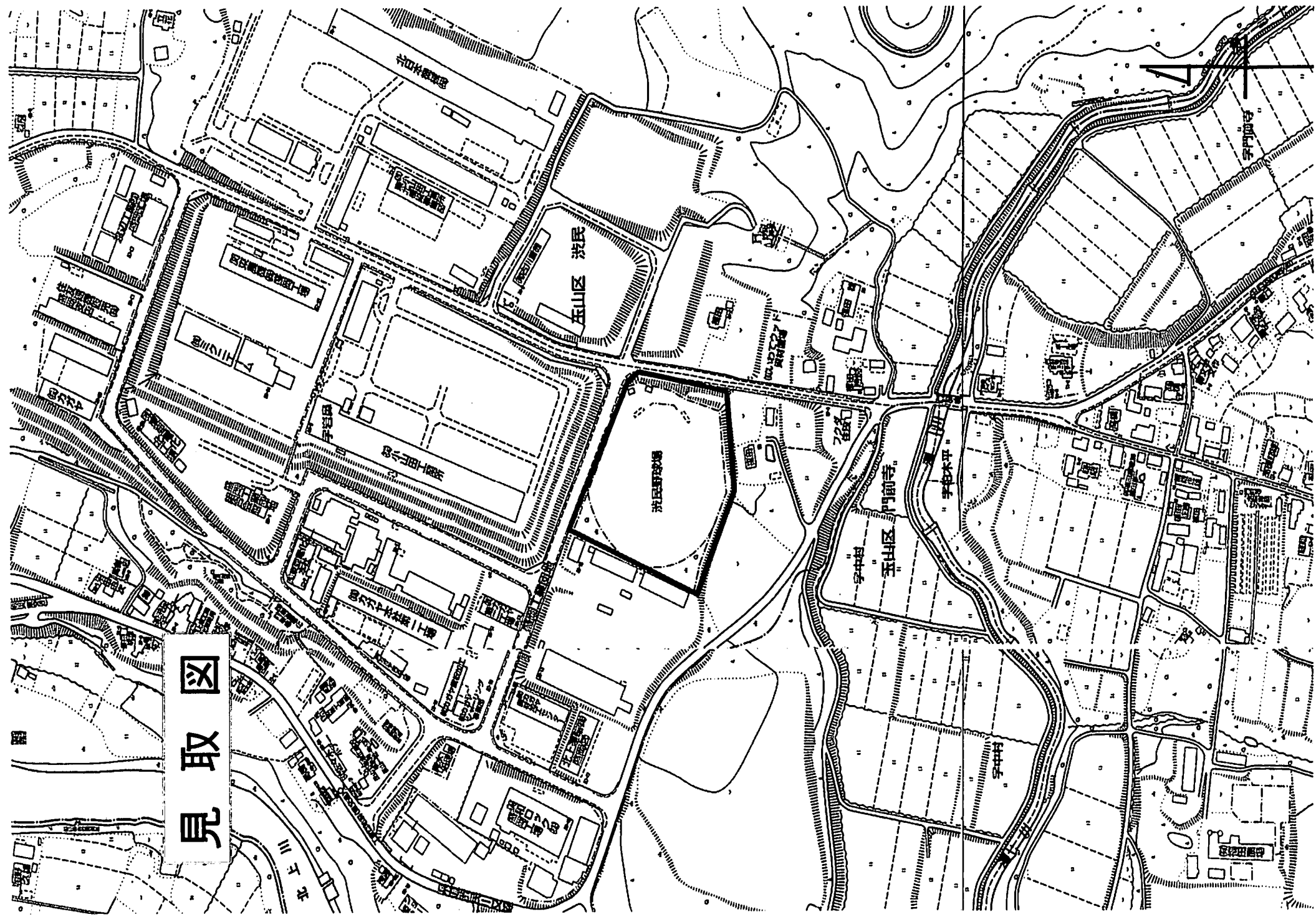
3 処分の相手方 盛岡市芋田字武道 9 番地95

株式会社カガヤ 代表取締役 加賀谷 浩 一

4 見取図 別添による。

提案理由

渋民字岩鼻地内の市有地を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



見取図

五山区 浜民

五山区 門前寺

五山区 平木平



議案第 42 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成30年2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成30年4月1日
- 3 契約の金額 金 9,258,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 宮城県仙台市青葉区南吉成一丁目11番地の16  
氏名 菅 博 雄  
資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 43 号

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について

岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地第 145号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により協議するものとする。

平成30年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

（岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約）

岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地第 145号）の一部を次のように変更する。別表第 2 第 1 号中「滝沢・雫石環境組合」を「滝沢・雫石環境組合、紫波、稗貫衛生処理組合」に改める。

附 則

この規約は、平成30年 4月 1 日から施行する。

提案理由

平成30年 3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合を常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くため、岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 44 号

岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議について

岩手県市町村総合事務組合の財産処分を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 289条の規定により協議するものとする。

平成30年 2月22日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

（岩手県市町村総合事務組合の財産処分）

紫波、稗貫衛生処理組合が、同組合の常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務（以下「退職手当支給事務」という。）の共同処理を開始した日の属する年度から退職手当支給事務の共同処理を終了する日の属する年度までの間（以下「共同処理期間」という。）において、岩手県市町村総合事務組合に納付した退職手当に係る負担金総額から事務費に相当する額を控除した額（以下「紫波、稗貫衛生処理組合負担額」という。）が、岩手県市町村総合事務組合が紫波、稗貫衛生処理組合の常勤の職員に支給した退職手当の総額（以下「紫波、稗貫衛生処理組合支給額」という。）を超える場合は、岩手県市町村総合事務組合はその超える額に相当する額のうち、紫波、稗貫衛生処理組合の構成団体であって、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分額に相当する額を紫波、稗貫衛生処理組合に還付する。ただし、紫波、稗貫衛生処理組合負担額が紫波、稗貫衛生処理組合支給額に満たない場合は、紫波、稗貫衛生処理組合は、その満たない額に相当する額を岩手県市町村総合事務組合に納付するものとする。

提案理由

平成30年 3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合を常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴う岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。